

たばこの健康被害軽減低減をめぐる世界の状況 (GSTHR)



たばこ規制枠組条約(FCTC)と 締約国会合(COP):解説

2025年
9月更新¹

その他の出版物については、GSTHR.ORG にアクセスしてください



gsthr.org



@globalstatethr



@gsthr



@gsthr



@gsthr.org



Creative Commons
Attribution (CC BY)

はじめに

たばこ規制枠組条約 (FCTC) に関する第11回締約国会合 (COP) が、2025年11月17日から22日までスイス・ジュネーブで開催され、世界各国の政府代表団が会合を持つ予定である。

本GSTHR資料では、FCTCやCOPがどのような会合体かや、本会合の運営や出席者について説明する。また2つ目の附則資料として、「たばこハームリダクションとFCTC:COP11における問題と課題」も併せて掲載する。

枠組条約について

国際法において、条約とは通常、二か国以上の国家間の利益に関わる事項について義務を定め、拘束力のある正式な合意事項と理解されている。しかしながら、一部のグローバルにおける問題では、すべての関係諸国を拘束する包括的な条約の文言について、合意に達することが困難な場合がある。

このような場合、**枠組条約**と呼ばれる条約の一種を用いて、より広範なコミットメントを確立し、具体的な行動や目標設定は、後続するより詳細な合意（通常、**議定書**と呼ばれるもの）もしくは各国の国内法に委ねられる。こうした枠組モデルは、たばこ規制枠組条約や国連気候変動枠組条約に用いられている。

たばこ規制枠組条約 (FCTC) について

たばこ規制枠組条約 (FCTC) は、たばこの使用が公衆衛生上の課題として、国際的に認識されたことを受けて策定された。² 世界保健機関 (WHO) 主導のもとで交渉された最初の条約だった。4年間の交渉を経て、WHO FCTCは2003年5月21日の世界保健総会で採択され、2005年2月27日に発効した。

FCTCの目的は、第3条に定められているように、「たばこの消費やたばこの煙への曝露が健康、社会、環境および経済に及ぼす壊滅的な影響から、現在と未来の世代を保護すること」である。³ 条約全文は、[ここから](#)閲覧が可能である。⁴ 本条約は、いくつかのガイドラインによって詳細に規定されている。⁵

FCTCの前文には、たばこの使用による死亡や疾病を減らす必要性を認めいくつかの序文（条約の文脈を示すもの）がある。これらの序文は、健康に対する普遍的な権利という文脈で述べられている。

- » たばこの煙への曝露が…世界規模で及ぼす…壊滅的な影響を…振り返り、
- » 特に開発途上国における…世界的な消費量の増加を深刻に懸念し…
- » 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約第12条を想起し… 同条は到達可能な最高水準の心身の健康を享受することは、すべての人々の権利であると規定している。
- » 最新かつ適切な科学的、技術的および経済的考慮に基づき、たばこ規制措置を推進することを決意する。

WHO FRAMEWORK
CONVENTION ON
TOBACCO CONTROL

 **FCTC**
WHO FRAMEWORK
CONVENTION
ON TOBACCO CONTROL

FCTC の対象国

これまでに、183カ国がFCTCに署名・批准し、⁶ FCTCが国家レベルで承認されていることを意味する。⁷ これらの国々は、条約締約国となる。6カ国は署名したものの批准しておらず、9カ国は署名も批准もしていない。

FCTC の対象範囲

FCTC の規定は、いくつかの条項によって規定されている。

条約の適用範囲は第1条(d)に定められ、同条ではたばこ規制を「たばこ製品の消費とたばこの煙への曝露をなくす、または減らすことによって、国民の健康を改善することを目的とした、供給、需要、ハームリダクションに関する一連の戦略」と定義している。

第5条3項は、「たばこ規制に関する公衆衛生政策を策定および実施するにあたり、締約国は国内法に従って、たばこ産業の商業利益やその他の既得権益から、これらの政策を保護するように行動しなければならない」と規定している。

以降の条項は、たばこ製品の需要と供給の双方を削減するため必要される措置を講じている。しかしながら、ハームリダクションについて具体的に扱った条項はない。

たばこの需要削減に関する措置：

第6条：たばこの需要を削減するための価格および税制措置

第7条：たばこの需要を削減するための非価格的措置

第8条：たばこの煙への曝露からの保護

第9条：たばこ製品の内容物に関する規制

第10条：たばこ製品の情報開示に関する規制

第11条：たばこ製品の包装および表示

第12条：教育、広報、研修および啓発活動

第13条：たばこの広告、販売促進および後援活動

第14条：たばこ依存および禁煙に関する需要削減措置



たばこの供給削減に関する措置:

第15条:たばこ製品の違法取引

第16条:未成年者への販売と未成年者による販売

第17条:経済的に実行可能な代替活動への支援の提供

第18条:環境および人の健康の保護

締約国会合 (COP) について

前述の通り、183カ国がFCTCに署名・批准し、⁸ これらの国々はFCTC締約国とされる。締約国会合 (COP) は、本条約の統治機関である。COPは2年ごとに開催され、FCTCおよび国際的なたばこ規制措置の実施について、締約国間で対面による協議、交渉、決定が行われる。

COP 会合の重要性

COP 会合前および会合中に下される決定は、国際的なたばこ規制政策の方向性と、それが国家レベルでどのように実施されるかを決定する上で、重要な役割を果たしている。

近年のCOP会合では、各国の喫煙対策に影響を与えるばかりでなく、ニコチンベイプ（電子たばこ）、スヌース、ニコチンパウチ、加熱式たばこといったより安全なニコチン製品 (SNP) についても議論が始まっている。世界が立ち向かっているたばこに関連した死亡や疾病に対して、消費者がSNPにアクセスできることは、たばこハームリダクションという公衆衛生上の可能性を実現する上で極めて重要である。

COP 会合の出席者について

締約国は、意思決定者である。締約国 (FCTCに署名し批准した国、またはFCTCに加盟した国) は、議論や決定において積極的な役割を果たすことができる。署名国 (条約に署名したものの批准していない国) は、オブザーバーとしての地位を有し、議論に介入することができる。署名国には、米国、アルゼンチン、モロッコ、キューバ、スイス、ドミニカ共和国が含まれる。

締約国が取る立場について、COPのかなり以前から定常に議論されており、志を同じくする国々とWHOは足並みを揃え、連携関係を構築しようと努めている。議論と立場表明の多くは、WHOとFCTC事務局が6つのWHO地域 (アフリカ、アメリカ大陸、ヨーロッパ大陸、西太平洋、東南アジア、東地中海) のそれぞれで開催される「COP事前」会合で行われる。



締約国は、COPにおいて自ら発言できるが、地域から指名された国が主導権を握ることが推奨されている。EUには独自の手続きがあり、公衆衛生作業部会はCOPの議題について議論し、COPに先立って「EU共通見解」(EU委員会が27加盟国の統一見解を提示する義務)と呼ばれる政策立場を形成するために会合を開く。

代表団は、主に保健当局の関係者で構成され、金融、ビジネス、貿易など、国内の他部門の関係者も参加する場合がある。また、非政府組織 (NGO) や各分野の専門家も代表団に加わる場合がある。

COP 会合での実施事項

COP会合では、決定はコンセンサスによって行われる。投票による手続きはあるが、これまで一度も実施されたことはない。理論上は、各締約国に同等の影響力があるが、実際には最も発言力のある締約国が決定を左右する。

会合は議題の採択に始まり、続いてCOPの導入となる全体会合が行われ、セッションのテーマに焦点が当てられ、各國におけるFCTCの実施状況に関して、締約国から準備された声明が発表される。その後、会合は2つのグループに分けられ、主要な議題が審議される。委員会Aは政策事項を、委員会Bは資金を含む事務事項を扱う。

COPで審議されるすべての報告書は、会合の75日前までに公開されなければならない。⁹ 委員会Aは、提出された報告書を審議し、報告書に決定案が添付されている場合もある。その後に報告書と、添付されている場合には決定案の双方について議論が行われる。決定案がない場合は、草案が作成され、会合場で議論される。報告書または決定案のいずれにも異議がなければ、COPの方針と解釈される。

しかしながら、1か国でも異議を唱えた場合は、決定文言の変更などで再度、議論が行われる。異議が撤回されるまで、このプロセスは複数回繰り返される場合がある。異議が撤回されない場合は、議長は委員会Bに問題の検討を依頼するか、1つの異議でプロセスを遅延させることはできないという理由によって、そのまま議決が継続される場合もある。

複数国が異議を申し立て、解決できない場合、議長は相違点を解決するための起草グループの設置を要請することができる。起草グループは、COP会合の作業時間外に、通訳なしで、議長国が主導する形で会合を行う。

各開催日の冒頭に、地域グループは起草グループによる決定事項を含め、その日の議題を議論するための会合を開く。この時点で、反対意見を唱え続ける人々に対して、COP速報へのコメントを含め、従わせるよう強い圧力がかかることがある。この速報は、世界たばこ規制同盟 (GATC) のメンバーによって執筆されている (下記参照)。



COP 会合に貢献している他の団体

最終的な意思決定者は締約国だが、議題、文書の提供、会合の雰囲気や内容については、他の多くの団体も大きな影響力を持っている。

FCTC事務局

FCTC事務局¹⁰の役割は、会合間にCOPの業務を支援し、実施することである。

理論上、事務局はCOPを運営しているに過ぎないが、議題や政策の方向性の決定において、重要な役割を果たしている。事務局は、各回のCOP間に開催される多くの会合を主催し、議題や文書を提供するほか、国連全体におけるFCTCの目的や目標の推進において、より広範な擁護活動も担っている。また、FCTCナレッジハブの活動も支援している。¹¹

WHO (世界保健機関)

WHOは、FCTC事務局を主催する。

WHO は、COP に情報を提供する文書のほとんどを提供し、例えば「新規および新興たばこ製品に関する研究と証拠に関する報告書」や、WHOたばこ製品規制研究グループ (TobRegNet) の報告書などがある。^{12,13} また、たばこ製品の標準的な試験および測定方法を開発するたばこラボネットワーク (TobLabNet) の報告書もある。¹⁴

締約国会合事務局

締約国会合事務局の6名のメンバーは、各回のCOP終了時に選出される。¹⁵ 事務局は定期的に会合を開き、次回のCOP会合に向けた準備を行う。また、以下の活動も行う：

- » 作業部会／専門家グループを含む会期間の活動を監督
- » COP会合の議題を定めるため、FCTC事務局と協議
- » COPに提出する報告書、勧告、決定案の作成に関するガイダンスを事務局へ提供
- » NGOおよび政府間組織のオブザーバー資格の申請書を審査
- » COP開催前及び開催期間中に、地域コーディネーター及びFCTC事務局と連携

現在の事務局メンバーは、以下の通り。

アメリカ地域 – レイナ・ロア博士 (パナマ) – 会長

アフリカ地域 – ジュディス・セニヨン=アグエ博士 (ベナン) – 副会長

欧州地域 – ペーテル・フォルディ博士 (ハンガリー) – 副会長

西太平洋地域 – ノラヤナ・ビンティ・ハッサン博士 (マレーシア) 副会長



東南アジア地域 – ヌンタヴァーン・ヴィチット-ヴァダカン教授 (タイ)
副会長兼報告者

東地中海地域 – ジャワド・アル-ラワティ博士 (オマーン) 副会長¹⁶

事務局は、締約国との連絡を担当する地域コーディネーターに情報を発信する。COPの前回会合では、事務局に対して特定の報告書、あるいは複数の報告書の更新、または新たな報告書の作成を指示する場合がある。この作業には専門家の関与が含まれる可能性があるが、報告書用の各国のデータ収集のため、地域グループを通じて締約国との協議も必要となる。

WHO地域コーディネーター

地域コーディネーターは、事務局と同様にCOPで選出される。地域コーディネーターは、事務局の会合に出席し、以下の機能を果たす：

- » 当該地域を代表する事務局職員と連絡を取り、COP会期中に当該地域の締約国との協議を促進する。事務局の活動に対して情報提供し、締約国にも事務局の活動に関する情報を提供する目的で行われる。
- » 事務局の作業文書または提案書を受領し、それらが当該地域の締約国に配布されることを確実にする。
- » これらの文書や提案書に関する意見を収集し、事務局職員に提出する。
- » 条約実施のための会合への招待状の写しを含む情報交換や、他地域のコーディネーターとの活動調整のためのチャネルとして機能する。

2025年9月現在、前年からの変更によって、地域コーディネーターを務める個人名は公表されず、代わりに国名のみが公表されており、以下となっている。アフリカ地域はコートジボワール、アメリカ地域はカナダ、東地中海地域はチュニジア、ヨーロッパ地域はスペイン、東南アジア地域は東ティモール、西太平洋地域はニュージーランド¹⁷

COPに出席する非国家オブザーバー

世界銀行グループや国際労働機関など、多くの**国際政府間組織 (IGO)** がオブザーバーの地位を保持している。¹⁸

FCTC前文は、「**非政府組織 (NGO)** やその他の市民社会の構成員による、国内外のたばこ規制への特別な貢献…」を認めている。NGOによるオブザーバー資格申請は、FCTC事務局によって処理され、事務局による勧告により、COPによって決定される。NGO認定リストは、[ここから](#)閲覧可能。¹⁹

小規模な市民社会の反たばこ団体は、NGOのたばこ規制統括団体のメンバーとして参加できるが、以前は枠組条約同盟 (FCA) として知られ、現在は**世界たばこ規制同盟 (GATC)** に名称が変更されている。²⁰ GATCのウェブサイトには、加盟団体の全リストは掲載されていない。これまでのメンバー資格は、現行のたばこ規制コンセンサスに賛同する団体のみに付与されている。



これまでのところ、たばこ規制措置によって直接影響を受ける人々を代表する擁護団体のうち、同盟のオブザーバー資格やメンバー資格があると認められたものはない。これには、喫煙者やより安全なニコチン製品の使用者を代表する独立団体も含まれる。

オブザーバー資格および同盟メンバーシップは、たばこ業界と間接的に、または歴史的にも関わりのない人々のみに与えられる。

まとめ

他の国際協定と同様に、FCTCは複雑な条約であり、国連における歴史上で最も広く採択されている条約の一つでもある。2年ごとに開催されるCOP（締約国会合）には、全締約国が参加する。各国代表団の目的は、世界各国の政府がたばこ使用に伴う社会的・経済的コストへの対応に苦慮するなかで、世界的なたばこ規制を推進することである。FCTCは20年前に発効したが、世界では依然として10億人が喫煙し、年間800万人がたばこ関連死によって亡くなっている。

附則資料「たばこハームリダクションとFCTC:COP11における問題と課題」は、FCTCが目的の達成に向けて効果的に進展しているかどうかや、COP11がたばこハームリダクションによってもたらされる公衆衛生上の機会にどのように対応する可能性があるかを検討している。



References

- ¹ GSTHR. (2021). *The Framework Convention on Tobacco Control (FCTC) Conference of the Parties (COP): An explainer* (GSTHR Briefing Papers). Global State of Tobacco Harm Reduction. <https://gsthr.org/briefing-papers/september-2021/>.
- ² World Health Organization. (2003a). *WHO Framework Convention on Tobacco Control, updated reprint 2004, 2005*. World Health Organisation. <https://fctc.who.int/convention>.
- ³ World Health Organization. (2003b). *WHO Framework Convention on Tobacco Control, updated reprint 2004, 2005 (full text)*. World Health Organisation. <https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/42811/9241591013.pdf>.
- ⁴ World Health Organization, 2003b.
- ⁵ *Treaty instruments*. (2013, 2014, 2017). WHO Framework Convention on Tobacco Control. <https://fctc.who.int/convention/treaty-instruments>.
- ⁶ *Parties*. (2021, 3月 3). WHO Framework Convention on Tobacco Control. <https://fctc.who.int/who-fctc/overview/parties>.
- ⁷ *Parties*, 2021.
- ⁸ *Parties*, 2021.
- ⁹ Conference of the Parties to the WHO Framework Convention on Tobacco Control. (2024). *Amendments to the Rules of Procedure of the Conference of the Parties*. WHO Framework Convention on Tobacco Control. <https://iris.who.int/server/api/core/bitstreams/426e5417-0ded-4657-adb5-d01893a3a8ff/content>.
- ¹⁰ *Secretariat of the WHO FCTC*. (2007). WHO Framework Convention on Tobacco Control. <https://fctc.who.int/secretariat>.
- ¹¹ *WHO FCTC knowledge hubs*. (2014). WHO Framework Convention on Tobacco Control. <https://extranet.who.int/fctcapps/fctcapps/fctc/kh>.
- ¹² WHO Framework Convention on Tobacco Control. (2021). *Comprehensive report on research and evidence on novel and emerging tobacco products, in particular heated tobacco products, in response to paragraphs 2(a)–(d) of decision FCTC/COP8(22)* [Conference of the Parties to the WHO Framework Convention On Tobacco Control. Ninth session. Geneva, Switzerland, 8–13 November 2021. Provisional agenda item 4.2.]. UN Tobacco Control. <https://fctc.who.int/resources/publications/i/item/fctc-cop9-9>.
- ¹³ *WHO Study Group on Tobacco Product Regulation. Report on the scientific basis of tobacco product regulation: Seventh report of a WHO study group*. (No. 1015; WHO Technical Report Series). (2019). World Health Organization. <https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/329445/9789241210249-eng.pdf>.
- ¹⁴ *WHO Tobacco Laboratory Network (TobLabNet)*. (2022). World Health Organization. <https://www.who.int/activities/regulating-nicotine-and-tobacco-products/who-tobacco-laboratory-network>.
- ¹⁵ *Bureau of the Conference of the Parties*. (2023). WHO Framework Convention on Tobacco Control. <https://fctc.who.int/who-fctc/governance/bureau-of-the-conference-of-the-parties>.
- ¹⁶ *Bureau of the COP*. (2024). WHO Framework Convention on Tobacco Control. <https://fctc.who.int/who-fctc/governance/bureau-of-the-cop>.
- ¹⁷ *Bureau of the COP*, 2024.
- ¹⁸ *International intergovernmental organizations accredited as observers to the COP*. (2025). WHO Framework Convention on Tobacco Control. <https://fctc.who.int/convention/conference-of-the-parties/observers/international-intergovernmental-organizations>.
- ¹⁹ *Nongovernmental organizations accredited as observers to the COP*. (2025). WHO Framework Convention on Tobacco Control. <https://fctc.who.int/convention/conference-of-the-parties/observers/nongovernmental-organizations>.
- ²⁰ *Global Alliance for Tobacco Control*. (2022, 1月 25). NCD Alliance. <https://ncdalliance.org/global-alliance-for-tobacco-control>.



GSTHR. (2025). *The Framework Convention on Tobacco Control (FCTC) and the Conference of the Parties (COP): An explainer (updated September 2025)* (GSTHR Briefing Papers). Global State of Tobacco Harm Reduction. [https://gsthr.org/briefing-papers/the-framework-convention-on-tobacco-control-\(fctc\)-and-the-conference-of-the-parties-\(cop\)-an-explainer/](https://gsthr.org/briefing-papers/the-framework-convention-on-tobacco-control-(fctc)-and-the-conference-of-the-parties-(cop)-an-explainer/)

たばこの健康被害軽減低減をめぐる世界の状況、またはこのGSTHRブリーフィングペーパーで提起されたポイントの詳細については、info@gsthr.orgにお問い合わせください。

私たちについて：[Knowledge•Action•Change \(K•A•C\)](#) は、人権に根ざした公衆衛生戦略として、有害物質の削減を推進しています。40年以上にわたり、薬物使用、HIV、喫煙、性的健康、刑務所における有害物質削減活動に携わってきた経験を持っています。K•A•Cは、[たばこの健康被害軽減低減をめぐる世界の状況 \(GSTHR\)](#)を運営し、世界200以上の国と地域におけるたばこ害軽減の発展、より安全なニコチン製品の使用、入手、規制対応、喫煙率や関連死亡率についてマップを作成しています。すべての出版物とライブデータについては、<https://gsthr.org>をご覧ください。

資金調達：GSTHRプロジェクトは、米国の独立非営利団体 (501(c)(3)) である[Global Action to End Smoking](#)からの助成金によって制作されており、米国の法律により、寄付者から独立して運営することが義務付けられています。このプロジェクトとの成果物は、助成金契約の条件により、財団から独立しています。